

## 地方公務員災害補償基金定款

## (概算負担金の算定)

- 1 第十七条の三 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第四十二条に規定する概算負担金は、前々年度の決算に計上された別表第二上欄に掲げる職員の区分ごとの職員に係る給与の総額にそれぞれ同表下欄に掲げる割合（注1）を乗じて得た額にそれぞれ理事長が定める率（注2）を乗じて得た額を合計して算定するものとする。
- 2 地方公共団体等が廃置分合された場合における概算負担金については、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める。（第十五次改正・一部）

## (注1)

定款別表第二下欄に掲げる割合

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合 (y)
義務教育学校職員	千分の1.00
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の1.07
警察職員	千分の3.39
消防職員	千分の2.45
電気・ガス・水道事業職員	千分の1.65
清掃事業職員	千分の4.18
その他の職員	千分の1.08

## (注2)

令和6年度の概算負担金に係る理事長が定める率は、各経理単位及び職員の区分ごとに次のとおりとする。

## (普通補償経理)

義務教育学校職員	1.022
義務教育学校職員以外の教育職員	1.042
警察職員	1.015
消防職員	1.017
電気・ガス・水道事業職員	1.017
運輸事業職員	1.012
清掃事業職員	0.999
船員	1.035
その他の職員	1.036

ただし、これらの率により難しい場合には、理事長が別に定める率とすることができる。